

●香川県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により三豊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和3年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画の決定に係る土地の区域  
三豊都市計画区域
- 2 縦覧場所  
香川県土木部都市計画課